

子育て支援策に係る所得制限の撤廃等を求める意見書

厚生労働省が公表した令和 4 年上半期の出生数は、前年同期と比べて 5 % 少ない 3 8 万 4, 9 4 2 人で、平成 1 2 年以降、初めて 4 0 万人を下回り、出生数の減少が加速している。

少子化が一層深刻となる中、国や地方自治体においては様々な子育て支援施策が実施されているが、そうした支援策の多くには所得制限等が設けられており、現状として多数の子どもが支援の対象から外れてしまう現状にある。

昨年度に実施された子育て世帯等臨時特別支援事業では、支給要件が児童手当の所得制限に準拠していたため、本市においては全体の 2 3 % に当たる約 5 万 5, 0 0 0 人の児童には支給がされなかった。

加えて児童手当に関しては、本年 1 0 月支給分より、所得上限限度額を超える世帯の特例給付が廃止されることが決定しているほか、0 歳から 2 歳の幼児教育・保育の無償化をはじめ、いわゆる高校無償化などの各種支援制度のいずれにおいても支援対象が一部に制限されており、そうしたしわ寄せが子どもの進路や将来の可能性を狭めることにつながりかねない。

こうした所得制限の設定等により、手当等も含めた総収入額が逆転してしまうなどの不公平な現象が生じており、頑張っても働けば働くほど子どもへの給付が無くなってしまいうという事態は、働き盛りとされる子育て世帯の就労意欲をそぎ、最終的には、少子化をより一層促進させるおそれもある。

よって、国におかれては、児童手当をはじめとした各種子育て支援策に対する所得制限の撤廃及び支援対象を拡充するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣

全国一律の子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書

出生数の減少が加速し、少子化が深刻となる中、国は、児童手当や幼児教育・保育の無償化など、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる施策の充実を図っているが、子どもの医療費助成に関しては、国による一律の制度は設けられておらず、全ての都道府県及び市区町村が独自に実施している。

子育ての大きな不安の一つに子育てにかかる経済的負担があるが、子どもの医療費助成制度は当該負担の軽減に資する施策であり、各家庭が経済状況に影響されず、医療機関への受診機会を確保できることから、子どもたちの疾病等の早期発見・早期治療につながり、健全な育成に大きく寄与している。

子どもの医療費助成制度は、地方自治体が独自に始めた自治体ごとに異なる制度であることから、対象年齢要件のほか所得制限や一部負担金の有無など、自治体の財政状況等に依りて、助成内容に大きな格差が生じているが、本来、子どもたちの生活と健康は等しく守られる必要がある。

国においては来年 4 月に子ども政策の司令塔である、こども家庭庁が発足することとなっていることから、公的医療保険制度を補完する子どもの医療費助成制度をはじめ、我が国の喫緊の課題である少子化社会における子育て支援に対して、国として優先的に取り組むべきである。

よって、国におかれては、真に医療を必要とする子どもに等しく適切な医療が提供されるよう、全国一律の子どもの医療費助成制度を国の責務として早期に創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣